

議案説明書

健康医療部部 介護保険課

提出議会：令和6年第2回定例会

1 案件名

議案第21号 佐野市介護保険条例の改正について

2 概要

令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画における保険料の所得段階別区分、保険料率、低所得者軽減措置の改正及び介護保険法施行令の一部改正により規定を整備する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

- (1) 佐野市介護保険条例第5条の各段階の保険料率を第9期計画期間における第1号被保険者の保険料率に改正する。
- (2) 国の所得段階数と公費軽減割合の見直しを勘案し、第1-3段階を新設し、第1段階から第3段階の軽減率を改める。
【保険料の詳細は次ページのとおり】
- (3) 介護保険法施行令の一部改正により、本市介護保険条例について所要の見直しを行う。

4 その他の事項

施行日 令和6年4月1日

【第5条の改正内容】保険料（年額）

区分 第5条第 1項関係	対象者	現行 保険料 (円)	改正案 保険料 (円)	備考
第1号	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	21,000	21,300	左の額は第5条第2項の減額適用後の額
第2号	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の者	35,100	36,200	左の額は第5条第3項の読替減額適用後の額
第3号	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える者	45,600	48,600	左の額は第5条第4項の読替減額適用後の額
第4号	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税の者がいて、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	63,100	67,300	
第5号	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税の者がいて、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える者	70,200	74,800	
第6号	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	87,700	93,500	
第7号	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	94,700	101,000	
第8号	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	115,800	123,400	
第9号	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上370万円未満の者	126,300	134,600	
第10号	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が370万円以上500万円未満の者	133,300	142,100	
第11号	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の者	143,900	157,100	
第12号	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の者	154,400	179,500	現行では700万円以上で上限なし
第13号	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の者		194,500	新設